

2027年6月入学生対応

精神保健福祉士相談援助業務について

相談援助業務一覧

精神保健福祉士における相談援助業務の実務経験とは、厚生労働省が指定する施設・事業所において精神保健福祉に関する相談援助の業務に従事した経験を指します。実務経験は指定の「施設種類」、「職種」に当てはまる内容であることが必要であり、該当しない内容は実務経験として申請することはできません。

※「相談援助業務に該当になるかどうか」「指定施設・職種に該当になるかどうか」については、実務を証明される証明権限をお持ちの方にご確認ください。

※実務経験証明書の書式については、32ページ、もしくは本校ホームページからダウンロードしてください。

■実務経験証明書データ



■実務経験検索フォーム



相談援助の業務について

精神障害者の社会復帰に関する相談援助を主たる業務として行なっていること

1. 次の(1)から(5)に該当する業務に、年間を通じた業務時間の概ね5割以上従事することが要件となります。

(1) 精神障害者の相談

精神障害者の精神疾患の状態にも配慮しつつ、その円滑な社会復帰に資する各種の情報提供

(2) 精神障害者に対する助言、指導

精神障害者に対して、その精神疾患の状態にも配慮しつつ、その退院後の住居や再就労の場の選択等について、積極的な提案、誘導

(3) 精神障害者に対する日常生活への適応のための必要な訓練

社会復帰の途上にある精神障害者に対し、時間を決めて洗面させる、清掃、洗濯等の習慣をつけさせる、公共交通機関の利用に慣れさせる等の生活技能を身につけるための訓練

(4) 精神障害者に対するその他の援助

精神障害者自身がすることに困難が伴う手続きを代行し、社会復帰を目指す精神障害者を受け入れる側の家族、学校、会社等に精神障害に関する理解を求めるなど、個々の精神障害者のニーズに応じた多様な支援

(5) 援助を行なうための関係者との連絡、調整等

- ・ ケースカンファレンス等の会議への出席
- ・ ケース記録等の関係書類の整理
- ・ 職員間の申し送り、連絡、調整
- ・ 関係機関との連絡、調整

2. 病棟における食事の介助や入浴の介助等の業務は、実務経験としては認められません。

3. 児童が利用者である施設においては、精神障害がある障害児に対する相談援助業務だけでなく、保護者が精神障害者の場合、精神障害者である保護者に対する相談援助業務も実務経験の対象となります。

ただし、乳児院においては、保護者が精神障害者の場合、精神障害者である保護者に対する相談援助業務が実務経験の対象となります。

乳児に対する相談援助業務は、実務経験の対象とはなりません。

1. 医療・行政関係施設

根拠法	施設種類	職種名	職種コード
医療法	病院・診療所 (精神病床を有するもの又は精神科 もしくは心療内科の広告をしているものに限る)	精神科ソーシャルワーカー	精600
		医療ソーシャルワーカー	精601
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	精神科病院	精神科ソーシャルワーカー	精602
		医療ソーシャルワーカー	精603
	精神保健福祉センター	精神保健福祉相談員	精604
		社会福祉士	精605
		精神科ソーシャルワーカー	精606
		心理判定員	精607
		精神保健福祉相談員	精608
地域保健法	保健所	社会福祉士	精609
		精神科ソーシャルワーカー	精610
		心理判定員	精611
		精神保健福祉相談員	精612
	市町村保健センター	社会福祉士	精613
		精神科ソーシャルワーカー	精614
		心理判定員	精615
		精神保健福祉相談員	精616
		社会福祉士	精617
		精神科ソーシャルワーカー	精618
地方自治体	市役所の精神障害者に対してサービスを提供する部署 区役所の精神障害者に対してサービスを提供する部署 町村役場の精神障害者に対してサービスを提供する部署	心理判定員	精619
		社会福祉士	精620
		精神科ソーシャルワーカー	精621
		精神保健福祉相談員	精622
設置法 法務省	保護観察所	社会復帰調整官	精620
		保護観察官	精621
更生保護事業法	更生保護施設	補導に当たる職員	精622
		福祉職員	精623
		薬物専門職員	精624
		訪問支援職員	精650

2. 障害者関係施設

根拠法	施設種類	職種名	職種コード
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)	生活介護を行なう施設	生活支援員	精 700
		サービス管理責任者	精 701
	自立訓練を行なう施設	生活支援員	精 702
		サービス管理責任者	精 703
	就労移行支援を行なう施設	生活支援員	精 704
		就労支援員	精 705
		サービス管理責任者	精 706
		職業指導員	精 750
	就労継続支援を行なう施設	生活支援員	精 707
		サービス管理責任者	精 708
		職業指導員	精 751
	就労定着支援を行なう施設	就労定着支援員	精 709
		サービス管理責任者	精 710
		相談援助業務に従事する職員	精 711
	自立生活援助を行なう施設	地域生活支援員	精 712
		サービス管理責任者	精 713
		相談援助業務に従事する職員	精 714
	短期入所を行なう施設	相談援助業務に従事する職員	精 715
	重度障害者等包括支援を行なう施設	相談援助業務に従事する職員	精 716
	共同生活援助を行なう施設 (共同生活介護であった期間を含む)	相談援助業務に従事する職員	精 717

2. 障害者関係施設

根拠法	施設種類	職種名	職種コード	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)	地域生活支援事業	日中一時支援事業を行なっている施設	相談援助業務に従事する職員	精 718
		障害者相談支援事業を行なっている施設	相談援助業務に従事する職員	精 719
		障害児等療育支援事業を行なっている施設	相談援助業務に従事する職員	精 720
	一般相談支援事業を行なう施設 (相談支援事業を行なう施設であった期間を含む)	相談支援専門員	精 721	
		相談支援専門員 相談支援員	精 722 精 737	
	特定相談支援事業を行なう施設 (相談支援事業を行なう施設であった期間を含む)	生活支援員	精 723	
		就労支援員	精 724	
		サービス管理責任者	精 725	
	障害者支援施設	指導員	精 726	
	福祉ホーム	管理人	精 727	
	基幹相談支援センター	相談援助業務に従事する職員	精 728	
	障害者の雇用の促進等に関する法律	広域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー	精 729
		地域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー	精 730
			職場適応援助者	精 731
障害者就業・生活支援センター		主任就業支援担当者	精 732	
		就業支援担当者	精 733	
		生活支援担当職員	精 734	
		主任職場定着支援担当者	精 752	
発達障害者支援センター	相談支援を担当する職員	精 735		
	就労支援を担当する職員	精 736		

3. その他

根拠法	施設種類	職種名	職種コード
介護保険法	地域包括支援センター	包括的支援事業に係る業務を行なう職員 (介護保険法第115条の45第2項第4号から第5号までに掲げる事業を除く)	精 800
		生活指導員	精 801
生活保護法	救護施設	生活指導員	精 801
	更生施設	生活指導員	精 802
	被保護者就労支援事業を行なう事業所	就労支援員	精 803
	被保護者就労準備支援事業を行なう事業所 被保護者家計改善支援事業を行なう事業所 子どもの進路選択支援事業を行なう事業所 被保護者地域移住支援事業を行なう事業所	就労支援員	精 804
		被保護者就労準備支援担当者	精 805
		相談支援に従事する者	精 806
		家計改善支援員	精 807
	就労支援事業を行なう事業所 (自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領に規定する事業)	居住支援員	精 808
		就労支援員	精 810
	日常生活支援住居施設	生活支援員	精 920
生活支援提供責任者		精 921	
知的障害者福祉法	知的障害者更生相談所	知的障害者福祉司	精 811
		心理判定員	精 812
		職能判定員	精 813
		ケース・ワーカー	精 814
困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	女性相談支援センター	相談支援員	精 815
		心理支援員	精 816
	女性相談支援員	精 817	
女性自立支援施設	入所者の自立支援を行なう職員	精 818	
職業安定法	公共職業安定所	精神・発達障害者雇用サポーター	精 819
		障害学生等雇用サポーター	精 950
刑事収容施設法	刑事施設	刑務官	精 821
		法務教官	精 822
		法務技官(心理)	精 823
		福祉専門官	精 824
少年院法	少年院	法務教官	精 825
		法務技官(心理)	精 826
		福祉専門官	精 827
鑑別所法	少年鑑別所	法務教官	精 828
		法務技官(心理)	精 829

3. その他

根拠法	施設種類	職種名	職種コード	
児童福祉法	障害児通所支援事業を行なう施設 (医療型児童発達支援を除く) (児童デイサービスであった期間を含む)	児童発達支援	相談援助業務に従事する職員	精 830
		放課後等デイサービス	相談援助業務に従事する職員	精 831
		居宅訪問型児童発達支援	相談援助業務に従事する職員	精 832
		保育所等訪問支援	相談援助業務に従事する職員	精 833
	乳児院	児童指導員	児童指導員	精 834
		保育士	保育士	精 835
		家庭支援専門相談員	家庭支援専門相談員	精 836
		個別対応職員	個別対応職員	精 922
		里親支援専門相談員	里親支援専門相談員	精 923
	児童養護施設	児童指導員	児童指導員	精 837
保育士		保育士	精 838	
家庭支援専門相談員		家庭支援専門相談員	精 839	
職業指導員		職業指導員	精 840	
個別対応職員		個別対応職員	精 924	
心理療法担当職員		心理療法担当職員	精 925	
自立支援担当職員		自立支援担当職員	精 926	
里親支援専門相談員		里親支援専門相談員	精 927	
福祉型障害児入所施設 (知的障害児施設・知的障害児通園施設であった期間を含む)	児童指導員	児童指導員	精 841	
	保育士	保育士	精 842	
	児童発達支援管理責任者	児童発達支援管理責任者	精 843	
	職業指導員	職業指導員	精 844	
	心理指導担当職員	心理指導担当職員	精 845	
児童心理治療施設 (旧：情緒障害児短期治療施設)	児童指導員	児童指導員	精 846	
	保育士	保育士	精 847	
	家庭支援専門相談員	家庭支援専門相談員	精 848	
	心理療法担当職員	心理療法担当職員	精 928	
	個別対応職員	個別対応職員	精 929	
	自立支援担当職員	自立支援担当職員	精 952	
児童相談所	児童福祉司	児童福祉司	精 849	
	受付相談員	受付相談員	精 850	
	相談員	相談員	精 851	
	電話相談員	電話相談員	精 852	
	児童心理司	児童心理司	精 853	
	児童指導員	児童指導員	精 854	
	保育士	保育士	精 855	
母子生活支援施設	心理療法担当職員	心理療法担当職員	精 953	
	母子支援員	母子支援員	精 856	
	少年を指導する職員	少年を指導する職員	精 857	
	心理療法担当職員	心理療法担当職員	精 930	
	自立支援担当職員	自立支援担当職員	精 931	
障害児相談支援事業を行なう施設	個別対応職員	個別対応職員	精 932	
	保育士	保育士	精 954	
	相談支援専門員	相談支援専門員	精 858	
	相談支援員	相談支援員	精 933	
児童自立支援施設	児童自立支援専門員	児童自立支援専門員	精 859	
	児童生活支援員	児童生活支援員	精 860	
	職業指導員	職業指導員	精 861	
	個別対応職員	個別対応職員	精 934	
	家庭支援専門相談員	家庭支援専門相談員	精 935	
	心理療法担当職員	心理療法担当職員	精 936	
児童家庭支援センター	自立支援担当職員	自立支援担当職員	精 937	
	「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」 第88条の3第1項に規定する職員		精 862	

3. その他

根拠法	施設種類	職種名	職種コード
児童福祉法	児童自立生活援助事業を行なう施設	相談援助業務を行なう指導員	精 863
		自立支援担当職員	精 938
		個別対応職員	精 939
	里親支援センター	里親制度等普及促進担当者	精 940
		里親等支援員	精 941
		里親研修等担当者	精 942
		養親等相談支援員	精 943
		自立支援担当職員	精 944
		家庭支援専門相談員	精 945
		市町村連携支援員	精 955
		心理療法担当職員	精 956
		支援コーディネーター	精 946
	社会的養護自立支援拠点事業を行なう施設	生活相談支援員	精 947
		就労相談支援員	精 948
		支援コーディネーター	精 949
	妊産婦等生活援助事業を行なう施設	母子支援員	精 951
		児童指導員	精 959
	一時保護施設	保育士	精 960
		心理療法担当職員	精 961
		個別対応職員	精 962
訪問支援者		精 963	
養育支援訪問事業を行なっている事業所	訪問支援者	精 963	
親子再統合支援事業を行なっている事業所	相談援助業務を行なっている職員	精 964	
社会福祉法	福祉事務所	査察指導員	精 864
		身体障害者福祉司	精 865
		知的障害者福祉司	精 866
		老人福祉指導主事	精 867
		現業員	精 868
		家庭児童福祉主事	精 869
		家庭相談員	精 870
		面接員に相当する職員	精 871
		女性相談支援員	精 872
		母子・父子自立支援員	精 873
		母子・父子自立支援プログラム策定員	精 874
		就業支援専門員	精 875
		「セーフティネット支援対策等事業の実施について」自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領に規定する就労支援事業に従事する就労支援員	精 876
		生活保護法第55条の7第1項に規定する被保護者就労支援事業に従事する就労支援員	精 877
	都道府県社会福祉協議会 日常生活自立支援事業	専門員	精 878
	市町村社会福祉協議会	福祉活動専門員	精 879
		相談援助業務 (主として身体障害者、知的障害者、 精神障害者に対するものに限る)に従事する職員	精 880

3. その他

根拠法	施設種類	職種名	職種コード
精神障害者地域移行支援特別対策事業を行なう施設	地域体制整備コーディネーター	精 881	
	地域移行推進員	精 882	
アウトリーチ事業、アウトリーチ支援に係る事業を行なう施設	相談援助業務に従事する職員 (医師、保健師、看護師、作業療法士、 その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く)	精 883	
スクールソーシャルワーカー活用事業を行なう施設	スクールソーシャルワーカー	精 884	
母子家庭等就業・自立支援センター事業	相談員	精 885	
一般市等就業・自立支援事業を行なう施設	相談員	精 886	
第1号職場適応援助者助成金または 訪問型職場適応援助者助成金受給資格認定法人	第1号職場適応援助者養成研修または 訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員 であって、職場適応援助を行なっている者	精 887	
訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人	訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、 職場適応援助を行なっている者	精 888	
ひきこもり地域支援センター	ひきこもり支援コーディネーター	精 889	
地域生活定着支援センター	相談援助業務に従事する職員	精 890	
ホームレス自立支援事業を行なう施設	生活相談指導員	精 891	
地域若者サポートステーション	相談援助業務に従事する職員	精 892	
高次脳機能障害者の支援の拠点となる機関	支援コーディネーター	精 893	
就業支援事業を行なう施設 (ひとり親家庭等就業・自立支援事業実施要綱に基づく事業)	就業相談業務を行なう相談員	精 968	
子ども家庭総合支援拠点	相談援助業務を行なっている職員	精 969	
生活困窮者自立支援法	生活困窮者自立相談支援事業を行なう自立相談支援機関	主任相談支援員	精 894
		相談支援員	精 895
		就労支援員	精 896
		家計改善支援員	精 897
	生活困窮者就労準備支援事業を行なう事業所	就労準備支援担当者	精 898
		主任相談支援員	精 899
		相談支援員	精 900
		就労支援員	精 901
	生活困窮者家計改善支援事業を行なう事業所	家計改善支援員	精 902
		就労準備支援担当者	精 903
		主任相談支援員	精 904
		相談支援員	精 905
		就労支援員	精 906
		家計改善支援員	精 907
就労準備支援担当者	精 908		
育成・子ども 推進法	子ども・若者総合相談センター	相談援助が行なっている職員	精 965
設 置 法 省	保護観察所	社会復帰調整官	精 966
		保護観察官	精 967
等係組関民 にるのに間 関児あよあ す童つるつ るのせ養せ 法保ん子ん 律護に縁機	民間あっせん機関	養子縁組あっせん責任者	精 957
		相談員	精 958

4. 改正前の法律

施設種類	職種名	職種コード
児童デイサービス	相談援助業務に従事する職員	精 9 0 9
知的障害者援護施設	生活支援員	精 9 1 0
精神障害者社会復帰施設	精神障害者社会復帰指導員	精 9 1 1
	管理人	精 9 1 2
精神障害者地域生活援助事業を行なう施設	世話人	精 9 1 3